

## 別紙リスト

書類名称	様式
府営住宅入居申込書	別紙 1
敷金の徴収猶予申請書	別紙 2-1
同意書兼誓約書	別紙2-2
移転承諾書兼誓約書（本移転者）	別紙 2-3
府営住宅立退移転補償契約書（本移転用）	別紙 2-4-1
府営住宅立退移転補償契約書（自力退去用）	別紙 2-4-2
住宅返還届	別紙 2-5
請求書（動産移転相当額）	別紙 3-1-1
請求書（移転料残額）	別紙 3-1-2
請求書（自力退去用）	別紙 3-1-3
移転完了届（本移転者、退去者用）	別紙 3-2
債権債務者登録申請書	別紙3-3
新築住戸入居辞退届	別紙3-4-1
入居辞退届	別紙3-4-2
入居承認書	別紙4-1
府営住宅への入居について	別紙 4-2
請書	別紙 4-3
請書（保証人控）	別紙 4-4
保証人資格申告書	別紙 4-5
保証人本人確認書類添付台紙	別紙 4-6
入居届	別紙 4-7
補修申請書	別紙 4-8
納入通知書兼領収書	別紙 4-9
預金口座振替納入依頼書	別紙 4-10
住宅共益費の表	別紙 4-11
保証人猶予願書	別紙 5

※ 大阪府が現在使用している参考様式であり、今後変更等を行う場合がある。  
事前に府に確認の上、適時修正等を行うこと。

# 府営住宅入居申込書

別紙 1

(府営 住宅 棟 号)

大阪府知事様

この申込書の記載内容は、大阪府に届け出ている人員と相違ありません。人員等について事実と相違するときは、申込書を無効とされても異議のないことを誓約し、暴力団員であるかどうかについて大阪府警察本部長の意見を聴くことに同意の上、次のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

申込者	現住所	フリガナ	
	府営 住宅 棟 号	氏名(住宅名義人)	
	電話( ) -		
	昼間の連絡先	名称	所在地

## 1 世帯構成人員

入居者	フリガナ氏名	生年月日	続柄
			明・大・昭・平・令 年 月 日
		明・大・昭・平・令 年 月 日	配偶者 子 父母 祖父母 義父母 孫 その他( )
		明・大・昭・平・令 年 月 日	配偶者 子 父母 祖父母 義父母 孫 その他( )
		明・大・昭・平・令 年 月 日	配偶者 子 父母 祖父母 義父母 孫 その他( )
		明・大・昭・平・令 年 月 日	配偶者 子 父母 祖父母 義父母 孫 その他( )

大阪府使用欄

※申込添付書類：世帯全員の証明及び続柄記載のある住民票を添付してください。  
(※1人世帯の方も世帯全員の証明及び続柄記載が必要です。)

## 2 入居住戸タイプ

※ご自身でチェックください。

また、各住戸タイプの申込には世帯の人数要件がありますのでご注意ください。  
(間取りについては、別添の間取図をご参照ください。)

### 1DK-MAI

(世帯人員が1人以上の世帯が選択可能(住民票及び入居承認済の人員が1人以上の世帯))

### 2DK 2DK-MAI

(世帯人員が1人以上の世帯が選択可能(住民票及び入居承認済の人員が1人以上の世帯))

### 3DK

(世帯人員が2人以上の世帯が選択可能(住民票及び入居承認済の人員が2人以上の世帯))

### 4DK

(世帯人員が4人以上の世帯が選択可能(住民票及び入居承認済の人員が4人以上の世帯))

#### MAIハウス

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の所有者で、下肢または体幹機能障がいが高く、車いすを常用されている方のいる世帯に限ります。車いす常用者住戸のため、室内のスイッチ類や台所流し等の高さは低い位置となります。また、将来車いすを利用しなくなった場合は一般住戸へ移っていただく等の制限があります。

※ MAIハウスに入居をご希望の方は、入居に審査が必要になります。  
上記手帳の写しをご持参のうえ、お申込みください。

## 3 駐車場について(該当するものに○印をつけてください。)

### ① 駐車場の利用を

1. 希望する。(車の所有者氏名: \_\_\_\_\_)

(また、下記に該当する方は、必ず☑をお願いします。)

利用希望の車両は、車両総重量 2,000kg を超えています。

⇒ 自走式立体駐車場には重量制限があり、車両総重量が 2,000kg を超える車両は、利用できない区画があります。

2. 希望しない。

### ② 現在駐車場を

1. 利用している。

2. 利用していない。

※ 駐車場は有料です。使用にあたっては、大阪府の定める条件を満たしていることが必要です。

別紙 2-1

## 敷金の徴収猶予申請書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住所

氏名

このたび、移転する住宅の入居に際して、大阪府営住宅条例に基づき、下記のとおり敷金の徴収猶予を願いたく申請します。

### 言記

1 期間 当分の間

2 徴収猶予額 新しく入居する住宅の敷金と移転対象住宅の敷金との差額



## 同意書兼誓約書

令和 年 月 日

大阪府知事 様

入居者 現住所(誓約者) 氏名 (自署)

私は、大阪府営住宅への入居にあたり、公営住宅法及び大阪府営住宅条例に定められた内容を遵守し、適正に使用することを誓約します。また、入居しようとする者全員が暴力団員でないことを誓約しますとともに、暴力団員に該当するか否かについて、必要がある場合、大阪府が警察に対して照会することに同意し、下記の特記事項の遵守を併せて誓約します。

(特記事項)

- 1 入居後に暴力団員であることが判明した場合、若しくは入居後に暴力団員となったことが判明した場合、府営住宅を直ちに退去いたします。
- 2 毎月の家賃等（家賃、大阪府が徴収する共益費をいう。）については、毎月末日までに滞りなく納入します。  
なお、滞納月数が3ヶ月以上となった場合は、明渡請求を受けても異議を申立てません。  
また、この場合、速やかに住宅を返還します。
- 3 毎年度、収入の申告を行います。
- 4 入居者又は同居人に変更があれば、直ちに異動届その他必要な届出（各種申請を含む）を管理センターに提出します。
- 5 府営住宅の良好な環境の維持を図るため、住民が自主的に組織する自治会等の活動に積極的に参加・協力します。
- 6 次のアからエに掲げる行為のほか、住民相互の共同生活のルールを守り、府営住宅入居者の共同の利益に著しく反する行為を行いません。
  - ア 犬、猫などの動物（身体障がい者補助犬である、盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く）を、住宅内において飼育すること（一定の条件のもとに動物の飼育が認められている住宅を除く。）。イ 騒音、振動、悪臭又は暴力行為等により、他の入居者に迷惑をかけること。
  - ウ 駐車場承認を受けずに、府営住宅敷地内に無断で駐停車するなど、自動車の不適正な使用をすること。
  - エ 大麻や覚せい剤など大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号）第二条第一号から第六号までに掲げる薬物等の製造、栽培、販売等を行うこと。
- 7 府営住宅は居住用としてのみ使用し、商店や作業場など事業の用途に使用しません。
- 8 6又は7に掲げる行為を行い、知事から明渡請求を受けた場合には、速やかに住宅を返還するとともに、これらの行為により他の入居者に被害を与えたときには、被害者に賠償します。
- 9 府営住宅内を自動車等の車両で通行するときは、交通法規を遵守し事故防止に努めます。
- 10 入居者全員が無断で退去し、その後6ヶ月以上管理センターに連絡しない場合は、住宅を返還し、住宅内の残置物の所有権を放棄します。この場合、大阪府から残置物の処分又は廃棄に要する費用を請求されても、異議ありません。
- 11 府営住宅の廊下・階段等の共用部分については、他の入居者の用にも供されるものであり、災害や火災などの際の避難通路になることから、物を置くなどの占有はしません。

(注) 暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する者。

※府営住宅へ入居の際には、「住まいのしおり」をよくお読みください。

別紙 2-3

## 移転承諾書兼誓約書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住所

氏名

このたび、私の入居している住宅を建替えることについては、大阪府の計画に同意するとともに、下記のとおり住宅の明渡しを承諾します。

また、公営住宅法及び大阪府営住宅条例に定められた内容を遵守するとともに、「大阪府営住宅住まいのしおり」の記載事項の取り決めを守り、適正に使用することを誓約します。

記

1. 移 転 期 日 令和 年 月 日
2. 移 転 先 府営住宅 其他住宅
3. 補 償 金 大阪府の提示した額

印

別紙 2-4-1

## 府営住宅立退移転補償契約書

大阪府（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に府営 住宅  
第 棟 第 号 からの立退移転及び移転料の支払いに関する契約を次のとおり締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、府営住宅建替事業の趣旨に従い、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（立退移転期日）

第2条 乙は、前記府営住宅から令和 年 月 日までに、立退移転を完了しなければならない。

（移転料）

第3条 甲は、乙に移転料 金 179,000 円 を、乙の請求があった日から30日以内に支払う。ただし、移転料は、甲が乙の移転を完了したことを確認した後に支払うものとする。

2 甲が必要と認めた場合、移転料のうち動産移転相当額として 金 100,000 円 を前金で支払うことができるものとする。

3 乙は、前項の前金の支払いを受けた後、第2条に定める期日までに前記府営住宅から立退移転を完了しないなど、契約を履行しない場合、乙は甲の指定する期日までに当該動産移転相当額を返還しなければならない。

（増築物件等の廃棄等）

第4条 乙は、第2条による府営住宅の立退後、残置する乙の増築物件、住宅内の物品及び庭樹等（当該住宅敷地内の共用部分に放置された一切の物品等を含む）の所有権等一切の権利を放棄するものとし、甲はそれらを廃棄できるものとする。

（協議事項）

第5条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大 阪 府

代 表 者 大 阪 府 知 事 吉 村 洋 文

乙

(府 営 住 宅 第 棟 第 号)

## 府 営 住 宅 立 退 移 転 補 償 契 約 書

大阪府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に府営 住宅  
第 棟 第 号 からの立退移転及び移転料の支払いに関する契約を次のとおり締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲及び乙は、府営住宅建替事業の趣旨に従い、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(立退移転期日)

第 2 条 乙は、前記府営住宅から令和 年 月 日までに、立退移転を完了しなければならない。

(移転料)

第 3 条 甲は、乙に移転料 金 179,000 円 を、乙の請求があった日から30日以内に支払う。ただし、移転料は、甲が乙の移転を完了したことを確認した後に支払うものとする。

2 甲が必要と認めた場合、移転料のうち動産移転相当額として 金 100,000 円 を前金で支払うことができるものとする。

3 乙は、前項の前金の支払いを受けた後、第2条に定める期日までに前記府営住宅から立退移転を完了しないなど、契約を履行しない場合、乙は甲の指定する期日までに当該動産移転相当額を返還しなければならない。

(増築物件等の廃棄等)

第 4 条 乙は、第2条による府営住宅の立退後、残置する乙の増築物件、住宅内の物品及び庭樹等（当該住宅敷地内の共用部分に放置された一切の物品等を含む）の所有権等一切の権利を放棄するものとし、甲はそれらを廃棄できるものとする。

(協議事項)

第 5 条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

印

印

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大 阪 府

代 表 者 大 阪 府 知 事 吉 村 洋 文

乙

(府 営 住 宅 第 棟 第 号)

別紙 2-4-2

## 府営住宅立退移転補償契約書

大阪府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に  
府 営 住 宅 からの立退移転及び移転料の支払いに関する契約を  
次のとおり締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、府営住宅建替事業の趣旨に従い、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(移転料)

第2条 甲は、乙に移転料 金179,000円 を、乙の請求があった日から30日以内に支払う。

(増築物件等の放棄等)

第3条 乙は、府営住宅の立退後、残置する乙の増築物件、住宅内の物品及び庭樹等（当該住宅敷地の共用部分に放置された一切の物品等を含む。）の所有権等一切の権利を放棄するものとし、甲はそれらを廃棄できるものとする。

(協議事項)

第4条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

印

甲 大 阪 府

代 表 者 大 阪 府 知 事

吉 村 洋 文

乙

## 府営住宅立退移転補償契約書

大阪府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に  
府営住宅からの立退移転及び移転料の支払いに関する契約を  
次のとおり締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、府営住宅建替事業の趣旨に従い、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（移転料）

第2条 甲は、乙に移転料 金179,000円 を、乙の請求があった日から30日以内に支払う。

（増築物件等の放棄等）

第3条 乙は、府営住宅の立退後、残置する乙の増築物件、住宅内の物品及び庭樹等（当該住宅敷地の共用部分に放置された一切の物品等を含む。）の所有権等一切の権利を放棄するものとし、甲はそれらを廃棄できるものとする。

（協議事項）

第4条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

印

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大 阪 府

代 表 者 大 阪 府 知 事

吉村 洋文

乙

別紙 2-5

## 住 宅 返 還 届

大阪府知事様

令和 年 月 日

府 営 住 宅 第 棟 号

建替入居

フリガナ		代	フリガナ		
入居者氏名		理	氏名		
電話 ( ) -		人	入居者との続柄		
令和 年 月 日退去のため住宅の返還をお届けします。					
模 様 替 え (風呂場を含む)		増 築 物 の 処 理 印		リース浴槽	駐車場契約
種 類	面 積	処 理		有 ・ 無	有 ・ 無

転居先住所 郵便が確実に届くよ うに記入して下さい	郵便番号 ー 電話 ( ) ー				
	フリガナ 大阪府堺市南区宮山台4丁ー ー				
還付金受取り のための口座 (住宅名義人の口座に限 る) いずれかの口に○印を 付けてください。	入居中の口座を利用します。				
	右記の口座 を利用しま す。	銀行 信用金庫	支店	預金種別	口座番号
				普通 1 総合 1 当座 2	口座名義人
住宅名義人の口座がありません。					

連絡先 (住所及び氏名)	住所	フリガナ	氏名	電話	( )
					ー

- (注) 1. 連絡先は、できるだけ昼間、電話連絡のできる場所（勤務先等）を記入してください。
2. 代理人欄は入居者の死亡等により、代理人が住宅返還届を提出する際に記入してください。このときは、連絡先欄に代理人の連絡先を記入してください。
3. 水道・電気・ガス・電話などの契約解除（閉栓）は、入居者本人がすませてください。

入居開始日	年 月 日	特記事項
敷金額	円	
修繕	必要・不要(特募, 政策, 他)	
補修区分	1, 2, 3, 4, 5	

退去日 令和 年 月 日  
査定額 0円

別紙 3-1-1

## 請求書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住所

(府営 住宅 第 棟 第 号)

氏 名

金 100,000円

下記住宅からの移転をしますので動産移転相当額を請求します。

記

1. 現 住 宅 府 営 住 宅 第 棟 第 号
2. 移 転 先 住 所 堺市南区宮山台4丁  
(府営堺宮山台4丁住宅 第 棟 第 号)
3. 移 転 予 定 日 令和 年 月 日

## 請 求 書

令和 年 月 日

## 大阪府知事様

住 所 堺市南区宮山台4丁  
(府営堺宮山台4丁住宅 第 棟 第 号)

氏 名

金 79,000円

下記住宅からの移転を完了しましたので移転料を請求します。

## 記

- 1 従前の住宅 府営 住宅 第 棟 第 号
- 2 移転完了日 令和 年 月 日

退去確認済

# 請 求 書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住 所 堺市南区宮山台4丁  
(府営堺宮山台4丁住宅 第 棟 第 号)

氏 名

金 179,000 円

下記住宅からの移転を完了しましたので移転料を請求します。

## 記

1. 従前の住宅 府営 住宅 第 棟 第 号

2. 移転完了日 令和 年 月 日

# 移 転 完 了 届

## 1 旧住宅の電気・ガス・水道の閉栓関係について

電気の閉栓 \_\_\_\_\_年 月 日に連絡・閉栓済み。

ガスの閉栓 \_\_\_\_\_年 月 日に連絡・閉栓済み。

水道の閉栓 \_\_\_\_\_年 月 日に連絡・閉栓済み。

## 2 移転完了日 \_\_\_\_\_年 月 日に移転完了

旧住宅の鍵 \_\_\_\_\_本返却

上記のとおり相違ありません。

令和 \_\_\_\_\_年 月 日(旧) 府営 \_\_\_\_\_住宅 第 \_\_\_\_\_棟 第 \_\_\_\_\_号  
(新) 府営 堺宮山台4丁目住宅 第 \_\_\_\_\_棟 第 \_\_\_\_\_号

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 【注意事項】

- 移転完了後、裏面記入例を参考に記入し、旧住宅の鍵とともにご提出ください。
- 旧住宅の鍵は、部屋の中に家財道具が何も残っていない状態にしてから返却してください。旧住宅の鍵は絶対に手元に残さないでください。  
持っている本数全て（複製されたものを含む）をこの書類と一緒にご提出ください。
- 「電話番号」欄は、新住宅であらたに設置した電話番号を記入してください。  
固定電話を置かない、若しくは手続き中の方は、携帯電話番号または昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。

## 債権債務者登録申請書

1 債権債務者氏名

\_\_\_\_\_

2 債権債務者現在住所

\_\_\_\_\_

3 債権債務者登録住所（移転予定先）

堺市南区宮山台4丁

\_\_\_\_\_

4 金融機関名

（銀行等名称） \_\_\_\_\_ 銀行

（支店・出張所名） \_\_\_\_\_ 支店・出張所

5 預金口座

（預金種別） 普通・当座・その他

（口座番号） \_\_\_\_\_

6 口座名義人カナ氏名（カナの誤りに注意、住宅名義人口座）

\_\_\_\_\_



# 新築住戸入居辞退届

令和 年 月 日

大阪府知事様

住所

氏名

私、\_\_\_\_\_は、このたび下記住宅に入居しますので、今後、建替えにより新たに整備される府営堺宮山台4丁住宅への入居は辞退します。

記

1 住宅名 府営 住宅 第 棟 第 号

2 入居予定日 令和 年 月 日

# 入居辞退届

令和 年 月 日

大阪府知事様

住宅名義人 住所：堺市南区宮山台4丁  
(従前の住宅：府営 住宅 第 棟 第 号)

氏名

私、\_\_\_\_\_は、府営 住宅の上記住宅に居住しておりましたが、  
建替後の府営堺宮山台4丁住宅に本移転することなく、府営住宅を返還することと  
いたしますので、お届けいたします。

つきましては、新たに整備される公営住宅への入居は希望しませんので、併せて  
その旨通知します。

○ 府営住宅返還後の連絡先（住所等）

住所

:

連絡先(電話) :

---

---

## 入居承認書

住 整 第 号  
令和 年 月 日

氏 名 ○○ ○○ (生年月日 ○○○○○○ )

令和 年 月 日付け願の住宅の入居については、下記の条件を付けて承認します。

大阪府知事 吉村 洋文 印

## 記

- 1 住宅の所在地 堺市南区宮山台4丁
- 2 住宅の名称及び番号 大阪府営宮山台住宅第 棟 号  
( )
- 3 入居開始日 令和 ○年 ○月 1日
- 4 家賃(月額) 令和 ○年 3月まで(以降の家賃は別途通知します。) 金 ○○, ○○○円
- 5 共益費(月額) 令和 ○年 3月まで(以降の共益費は別途通知します。) 金 ○○, ○○○円
- 6 敷 金 (旧住宅の敷金 ○○, ○○○円を充当し) 金 ○○, ○○○円  
不足額は当分の間猶予する。
- 7 同居者は、下記の者に限ります。

同居者氏名	生年月日	同居者氏名	生年月日
○○ ○○			
以下余白			

- 8 入居期間 入居開始日から2週間以内。
- 9 入居期間内に入居しないときは、この承認を取り消すものとします。
- 10 今回承認した同居者の内、氏名の前に\*を付した者に対しては、入居者の地位の承継を承認しないものとします。
- 11 住宅明渡し 車イス常用者が住宅に居住しなくなったとき、又はその他車イス常用者住宅に居住する必要が  
なくなったときは、府の指導により住宅を住み替えること。

(11はMAIハウスのみ印字)



## 府営住宅への入居について

令和 年 月 日

氏名 ○○ ○○ 様

大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室長

府営住宅への入居に関する手続きについて、下記のとおりお知らせします。なお、以下の事項に留意してください。

## 記

- ・入居までの間、他の府営住宅に一切応募しないでください。
- ・住戸の鍵は、請書等の提出※を確認した後にお渡しします。  
※請書には保証人の連署が必要です。（独立の生計を営み、入居者と同程度以上の収入のある方）  
保証人が立てられない場合、入居者の費用負担で、家賃債務保証会社の保証（機関保証）をもって、保証人の確保に代えることができます。  
（詳しくは、大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室までお問い合わせください。）
- ・入居開始日から原則 2 週間以内に、申込書に記載された家族全員が同時に入居してください。
- ・入居後 1 カ月以内に転入後の住民票を添付の上、入居届を提出してください。
- ・住宅の名称及び番号 大阪府営 堺宮山台 4 丁目住宅第○○棟○○号  
(○○○○—○○○○) (○階)
- ・建替入居の場合、令和○年 3 月までの家賃及び共益費 金○○○○円
- ・入居手続き時に必要な額（敷金・日割り家賃・日割り共益費） 金\*\*\*\*\*円
- ・入居手続き時に確認する事項

請書に記載された家賃は、新住宅の基本家賃（公募入居の家賃）です。建替入居である皆さんには、その年度の基本家賃が従前住宅での家賃を上回る場合は、その差額分を段階的に上げていきます。

また、入居手続き時にお金は必要ありません。

## 請書

整理番号

令和 年 月 日

大阪府知事 様

入居者 現住所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

電話番号 \_\_\_\_\_

保証人 現住所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 続柄( )

入居者 \_\_\_\_\_ は、令和 年 月 日付け 第 \_\_\_\_\_ 号をもって下記住宅の入居承認を受けましたが、同住宅の使用について、公営住宅法、公営住宅法施行令、公営住宅法施行規則、大阪府営住宅条例、大阪府営住宅条例施行規則を遵守するとともに、入居中の修繕又は退去時の原状回復について、裏面の特記事項に掲げるとおり負担することを承諾します。

また、保証人 \_\_\_\_\_ は、入居者 \_\_\_\_\_ が、この請書による義務を履行しないとき、又は債務の履行を怠ったときは、大阪府知事の指示に従い、入居者 \_\_\_\_\_ に代わって義務を履行し、下記の極度額の範囲内で債務を引き受け履行します。

住宅の所在地 大阪府堺市南区宮山台4丁目-0-000

住宅の名称及び番号 大阪府営 堺宮山台4丁目 住宅第 00棟 0000号  
( 0000-000000 ) ( 0 階)

入居開始日 令和 年 月 日

家賃(月額) 令和0年 3月まで 金00,000円 (以降は、別途通知します。)

共益費(月額) 令和0年 3月まで 金00,000円 (以降は、別途通知します。)

支払期限 当月分を毎月末日まで(入居承認日の属する月は入居承認日まで)

敷金 (旧住宅の敷金00,000円を充当し、 金00,000円  
不足額は当分の間徴収を猶予する。 )

極度額 上記家賃及び共益費(月額)の15ヶ月分 金00,000円

(特記事項)

(入居中の修繕・維持管理負担区分)

- 1 入居中に住宅の修繕等が必要となった場合の費用負担区分については、知事が別に定める「府営住宅修繕・維持管理負担区分表」によること。
- 2 1の規定にかかわらず入居者が建物・設備等の全部又は一部を毀損した場合は当該入居者がその費用を負担すること。

(退去時の検査、原状回復等)

- 3 大阪府営住宅条例第22条第1項第1号の規定に基づき、退去の日の30日前までに住宅返還届を知事に提出し、住宅の検査を受けること。
- 4 退去する際に、入居者が自ら行った模様替え・増築について自らの費用負担で原状回復するとともに、障子及びふすまの張り替え、畳の表替えに要する費用の他、前項の検査結果に基づき、入居期間中の建具等の汚損又は毀損の修復又は新調に要する費用を負担すること。

## 請 書

(保証人控)

整 理 番 号

令和 年 月 日

大阪府知事 様

入居者 現住所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

電話番号 \_\_\_\_\_

保証人 現住所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 続柄( )

入居者 \_\_\_\_\_ は、令和 年 月 日付け 第 \_\_\_\_\_ 号をもって下記住宅の入居承認を受けましたが、同住宅の使用について、公営住宅法、公営住宅法施行令、公営住宅法施行規則、大阪府営住宅条例、大阪府営住宅条例施行規則を遵守するとともに、入居中の修繕又は退去時の原状回復について、裏面の特記事項に掲げるとおり負担することを承諾します。

また、保証人 \_\_\_\_\_ は、入居者 \_\_\_\_\_ が、この請書による義務を履行しないとき、又は債務の履行を怠ったときは、大阪府知事の指示に従い、入居者 \_\_\_\_\_ に代わって義務を履行し、下記の極度額の範囲内で債務を引き受け履行します。

住 宅 の 所 在 地 大阪府堺市南区宮山台4丁目-〇-〇〇〇

住宅の名称及び番号 大阪府営 堺宮山台4丁目 住宅第 〇〇棟 〇〇〇〇号  
( 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 ) ( 〇 階)

入 居 開 始 日 令和 年 月 日

家 賃 ( 月 額 ) 令和〇年 3月まで 金〇〇, 〇〇〇円 (以降は、別途通知します。)

共 益 費 ( 月 額 ) 令和〇年 3月まで 金〇〇, 〇〇〇円 (以降は、別途通知します。)

支 払 期 限 当月分を毎月末日まで (入居承認日の属する月は入居承認日まで)

敷 金 (旧住宅の敷金〇〇, 〇〇〇円を充当し、 金〇〇, 〇〇〇円  
不足額は当分の間徴収を猶予する。 )

極 度 額 上記家賃及び共益費 (月額) の 15 ヶ月分 金〇〇, 〇〇〇円

(特記事項)

(入居中の修繕・維持管理負担区分)

- 1 入居中に住宅の修繕等が必要となった場合の費用負担区分については、知事が別に定める「府営住宅修繕・維持管理負担区分表」によること。
- 2 1の規定にかかわらず入居者が建物・設備等の全部又は一部を毀損した場合は当該入居者がその費用を負担すること。

(退去時の検査、原状回復等)

- 3 大阪府営住宅条例第22条第1項第1号の規定に基づき、退去の日の30日前までに住宅返還届を知事に提出し、住宅の検査を受けること。
- 4 退去する際に、入居者が自ら行った模様替え・増築について自らの費用負担で原状回復するとともに、障子及びふすまの張り替え、畳の表替えに要する費用の他、前項の検査結果に基づき、入居期間中の建具等の汚損又は毀損の修復又は新調に要する費用を負担すること。

## 保証人資格申告書

年 月 日

大阪府知事 様

保証人 住 所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

次のとおり、大阪府営住宅条例第8条第4項に規定する保証人の資格があることを申告いたします。

- 1 独立した生計を営んでいます。
- 2 無収入及び生活保護受給者以外であって、入居者と同程度以上の収入があります。(※)
- 3 日本国内に居住又は勤務している、若しくは入居者の親族です。

## (※)保証人の収入に関する事項

次のア. イ. のうち収入の方法に○をつけ、ア. に○をつけた方は勤務先等、該当事項に記入してください。

- ア. 給与・自営等 勤務(営業)先の名称(フリガナ) \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_
- イ. 年金生活者等

## (参考) 保証人の責任

保証人に責任を負っていただく主なものは次のとおりです。

- (1) 入居者が家賃、共益費の納付を履行しないとき。
- (2) 入居者が退去時に入居者の負担で行うべき修繕を行わず、又は修繕費の納付を履行しないとき。
- (3) 入居者が自己の責めに帰すべき理由により府営住宅又は共同施設を損傷又は滅失し、その損害を賠償しないとき。
- (4) その他入居者が負担しなければならない義務を履行しないとき。

なお、保証人が、住所、勤務先等を変更したときは、所定の手続きを行わなければなりません。

## 保証人本人確認書類（コピー）添付台紙

○新住宅 府宮堺宮山台4丁住宅	棟	号室	住 宅 名義人
--------------------	---	----	------------

運転免許証又は健康保険証のコピー（いずれか1通）

◆この欄に、「おもて面」のコピーを貼り付けてください。

(おもて)  
必須

◆この欄に、「うら面」のコピーを必ず貼り付けてください。

(うら)  
必須△**運転免許証**は、何も書かれていない場合でも、うら面のコピーが必要です！△**健康保険証**は、手書きで住所を記入するタイプの場合、住所を健康保険証に記入した後、うら面のコピーが必要です。

## (裏面)

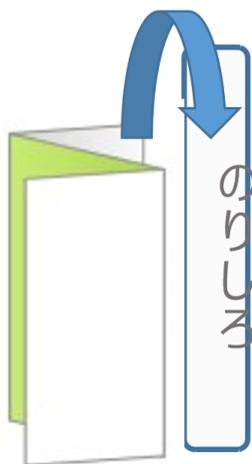
運転免許証又は健康保険証のコピーを添付した方は、  
住民票・印鑑証明書は**提出不要**です！

住民票又は印鑑証明書（原本）いずれか1通

◆大きな書類は  
「3つ折り」にしてください。



◆3つ折りの紙の  
右端にのりをつけ、  
のりしろへ  
貼ってください。



のりしろ…添付書類の端をここに貼ってください。

## 入居届

年 月 日

大阪府知事 様

下記の府営住宅に入居しましたので、世帯全員の住民票（続柄記載のもの）を添えて提出します。

入居承認日	令和 年 月 日
住宅名	大阪府営 堺宮山台4丁 住宅 ____ 棟 ____ 号
フリガナ	
入居者氏名 (本人)	
電話番号	( )
携帯電話番号	( )
勤務先名	
勤務先電話番号	( )
緊急連絡先 (同居親族以外の親族又は日本国内に居住する方) ※入居者と連絡が取れない時等に大阪府から連絡することがありますので、予め了解を得ておいてください。	住 所
	氏 名
	続 柄 ※本人から見た続柄
	電話番号 ( )

※引越し後の新住所の世帯全員の住民票（続柄記載のもの）を添付してください。

令和 年 月

大阪府営

入居者の皆様へ

大 阪 府

## 令和 年度 大阪府営住宅共益費について

令和 年度の当住宅の共益費について下記のとおりお知らせいたします。

## 記

- 1 共益費月額 \_\_\_\_\_ 円 (令和5年3月1日～令和5年3月31日)
- 2 共益費運営計画(住宅全体の運営計画です。)

府営

(対象施設＝給水施設・エレベーター・電灯・散水栓)

項 目		金 額 (円)	当年度収入予定額内訳
収入 予定 額	年度収入予定額 (a)		共益費 円× _____ 戸× _____ 月 + 円 = _____ 円
	年度大阪府負担額 (b)		
	収入予定額 (c)=(a)+(b)		

項 目		金 額 (円)	実 施 予 定 業 務
支 出 予 定 額	給水施設の 維持運営費	光熱水費	給水ポンプ運転のための電気料
		維持管理費	水質保全のための水質検査及び清掃並びに 給水設備の保守点検に要する費用
	エレベーターの 維持運営費	光熱水費	エレベーターの運転のための電気料
		維持管理費	エレベーターの保守点検に要する費用
	電灯		階段灯、廊下灯等の電気料金、
	散水栓		共同水栓の水道料金
合 計			

- 府営住宅共益費とは、給水施設などの共同施設を維持運営するために、入居者の皆様に共同で負担していただく費用です。
- 上の共益費運営計画表は、住宅にある施設を今年度維持運営するのに必要な収入及び支出の予算を示したものです。
- 支出予定額の算出にあたっては、の予定額をもとに算定しています。
- 維持管理費の2分の1と光熱水費の合計を対象戸数と月数で割った金額(10円未満の端数は切捨)が皆様に負担していただく共益費(月額)です(維持管理費の2分の1と端数分は大阪府が負担します。)

## 保証人猶予願書

令和 年 月 日

大阪府知事 様

現住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、府営堺宮山台4丁住宅第 \_\_\_\_\_ 棟 \_\_\_\_\_ 号の入居承認を受けましたが、下記理由のため、保証人を立てることができませんので、請書への保証人の連署を猶予くださるようお願いします。

なお、保証人が見つかりましたら速やかに届け出ることを誓約いたします。  
また、保証人が見つかるまでの間の私の連絡先は下記のとおりです。

## 記

## 1 保証人を立てることができない理由

---

---

---

---

## 2 緊急連絡先

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

